

新説1946年ノーマライゼーションの原理

— The New Principle of Normalization of 1946 —

河東田 博

KATODA, Hiroshi

(Abstract)

At least three principles of normalization can be identified today, one formulated by Bank-Mikkelsen in Denmark (1959), one by Nirje in Sweden (1969) and one by Wolfensberger in U.S.A. (1972). In this paper, however, the Principle of Normalization of 1946, as formulated by the Swedish Committee for the Partially Able-Bodied, is introduced.

According to a report of the Committee for the Partially Able-Bodied, the normalization of conditions of life, education and employment of the partially able-bodied is a great achievement. The principle is set forth that ordinary welfare services, those with a task to guarantee the welfare of the general public, should be available for persons with disabilities as citizens and members of society.

As this normalization principle became the social concept which formed the basis for the recommendations of the committee, a normal life, instead of an institutional life, became an accepted objective within the area of disability. It was, however, an objective considered applicable only for the partially able-bodied. Persons with a more severe disability, those who were termed unfit-for-work were not affected by the recommendations and would instead be referred to modernized institutions.

1. はじめに

これまで私たちは、ノーマライゼーションの原理は、1959年デンマーク法策定の過程で、この法案作成に関わったニルス・エーリック・バンクミケルセン (Neils Erik Bank-Mikkelsen) によって生み出されてきたと認識してきた。そして、ノーマライゼーションの原理は、1969年にスウェーデンのベンクト・ニリエ (Bengt Nirje) によってわかりやすく8つの基本的枠組みに成文化されるまで、世界の誰にも知られることはなかったとも認識してきた。さらに、1972年に文化—特定のという新たな内容を伴うノーマライゼーションの原理がアメリカのヴォルフ・ヴォルフエンベルガー (Wolf Wolfensberger) によって示されることによって、各国で社会的に原理具体化の動きがなされるようになってきた、と固く信じてやまなかった。しかし、これまでに何人かのスウェーデン人研究者たち¹⁾によって、私たちが認識し、固く信じて

やまなかったノーマライゼーションの原理誕生の歴史的展開には別の新たな歴史的背景があること、つまり、1943年から1946年にかけて、福祉改革を目指す考え方としてノーマライゼーションの原理が紹介され、1946年のスウェーデン社会庁報告書の中で具体的にこの原理（以下、「1946ノーマライゼーション原理」と表記する）が取り上げられ、検討されていたことが判明したことである。しかし、この1946ノーマライゼーション原理は長い間日の目を見ることなく、スウェーデン国内のこととしてスウェーデン国外の人たちにはほとんど知られずに埋もれてきた。なぜこの原理は日の目を見ることがなかったのだろうか。本稿では、1985年および1986年、2002年のケント・エリクソン（Kent Ericsson）の論文²⁾、さらには、1946ノーマライゼーション原理について記されているスウェーデン社会庁報告書『ある程度生産労働に従事することができる人たちのための検討委員会』（Kommittén för Partiellt Arbetsföra Betänkande 以下「しょうがい者雇用検討委員会」と略記する）を拠り所に、ほとんど知られることなく埋もれてきた1946ノーマライゼーション原理を紹介し、この原理の位置づけ、意義などについて論を展開していきたい。また、1946ノーマライゼーション原理がその後どのように発展し、社会にどう影響を与えてきたのかについても言及する。

2. スウェーデンにおける19世紀から20世紀前半にかけての入所施設の実態

19世紀から20世紀前半にかけて、スウェーデンでは、他国同様社会的保護という名の下にしょうがい者施設が多数造られていった。これらの入所施設はほぼ例外なく一般社会から遠く離れた僻地に建てられており、次第に数を増し、施設の規模も大きくなっていった。大抵どの施設も知的しょうがい者を大勢入所させ、人間としての諸権利を保障するものでは到底なかった。例えば、1853年のソンデーン・レポートには次のように記されている。

1) エリクソンは今から約20年も前の1985年および1986年の論文の中で、1946年のノーマライゼーションの原理について言及していた。また、エリクソンの2002年の論文の中には、ベリイ（Bergh）、モンタン（Montan）が、それぞれ1955年、1987年に発表した論文の中で1946年のノーマライゼーションの原理について言及していると紹介している。また、グルンネワルド（Grunewald）もグラニンゲル（Graninger）とローヴェン（Loven）のインタビューに答えて、1946年のノーマライゼーションの原理について言及している。C.A. Bergh, 1955, De olika arbetsvårdsformerna. 1951 års sinnesslövsutredning, 1955, Betänkande III med utredning och förslag rörande den öppna vården av psykiskt efterblivna samt utbildning av viss vårdpersonal. Stockholm: Inrikesdepartementet. Bilaga 5, 1-9.

K. Montan, 1987, Från partiellt arbetsför till funktionshindrad. Rehabilitering och handikappomsorg under perioden 1945-1985. Stockholm: Svenska Centralkommittén för Rehabilitering.

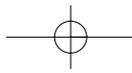
G. Graninger & J. Loven, 1994, 40 år med Utvecklingsstörda. Fontes.

2) エリクソンの1985年・1986年・2002年の論文は、次の通りである。

K. Ericsson, 1985, The origin and consequences of the normalization principle. IASSMD Congress, New Delhi, India.

K. Ericsson, 1986, Omsorger för förståndshandikappades samhällsdeltagande. Socialmedicinsk tidskrift nr 1-2, pp.11-16.

K. Ericsson, 2002, From Institutional Life to Community Participation. Acta Universitatis Upsaliensis, Uppsala Studies in Education 99.



「カビの生えたベッドに横たわる生活を、精神病者のサナトリウムは、少なくとも常に不潔で不愉快な寄生虫がいること…精神薄弱児、白痴が、今後もこれまでのように、少しずつ死んでいくとするならば、…³⁾」。

既に解体されたスウェーデン・イエテボリの施設ベタニア (1995年に解体) の1945年当時の様子のある利用者は、次のように語っている。

「1945年5月12日12時に、私とマルガレータと一緒にベタニアに来ました。至るところに柵と囲いが張り巡らされていました。私は不快になりました。学校では、男子と女子に寝室も分けられていました。女子の寝室は、12人部屋でした。職員は、宿直のときには、側の部屋に泊っていました。

職員の中には、怖くて暴力的な人がいました。彼らは私たちをマット叩きで叩くことができました。1人の女性が夜起き上がり、ダンスを踊っていたのを思い出します。私たちは自分のベッドで横になっていましたが、私たち12人全員がマット叩きで叩かれました。私たちは校長にそのことを訴えました。しかし何も変わりませんでした。⁴⁾」

入所施設利用者の親や家族の手記を読んでいて気づかされることは、当時しょうがいをもつ娘や息子、きょうだいの施設入所を勧めたのは、その多くが専門家、とりわけ医師であったという事実である。

「私たちは、いろいろな医者に相談をしました。彼らはヨーンを彼に合った施設に入れるべきだと信じて、施設入所を勧めました。…医者たちは妻に、あなたでは手に負えないし、大変な苦勞をするでしょうと言いました。また彼らは、娘がもう少し大きくなり障害をもつ弟がいたら、とても負担に感じるようになるでしょうとも言いました。…ヨーンを手離すことは、とても辛いことでした。私たちはどうしたらよいか真剣に話し合いました。当時私は、医者や専門家が言っていることが最も正しいと信じていたので、彼らの言うとおりにしました。⁵⁾」

1940年代頃までのスウェーデンにおける医学教育の実態を知る、自らも医師で、長い間スウェーデン社会庁の医療顧問を務めたカール・グルンネワルド (Karl Grunewald) は、インタビ

3) C. U. ソンダーン (加瀬進訳) 「スウェーデンにおける「白痴」教育の創始者たち」大井清吉・河東田博・加瀬進編『北欧の障害児教育と福祉』北欧の障害児教育と福祉の文献を読む会 1986年 (29頁)

4) Y. ラーション他 (河東田博他訳編) 『スウェーデンにおける施設解体』現代書館 2000年 (62頁)

5) 同上 (52-53頁)

ユーの中で、当時の医学教科書には今では考えられないほど非人間的な記述が多く、入所施設の劣悪な実態を見せたくないために、医学生を研修で連れて行くことや入所施設での教育・実習体験はほとんどなかったと述べている⁶⁾。このことから、入所施設で暮らすしょうがいをもつ人々は教育や医療の対象からはずされ、社会的排除の対象となっていたことがわかる。このようなしょうがい者に対する非人間的な対応や差別的対応が専門家や医師を通して強化され、入所施設をさらに悲惨で劣悪な状態にするという悪循環の連鎖に引きずり込んでいったのであろう。

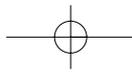
3. 1946ノーマライゼーション原理の誕生とその内容

このような悲惨で劣悪な入所施設の実態は、取りも直さず、地域生活支援策がほとんどないというしょうがい者対策の不備の中で起こってきたことである。しょうがい者が地域であたり前の生活を、などとは考えもしなかった時代であった。しかし、スウェーデンでは、1930年代後半になると、しょうがい者団体がしょうがいのある人々が置かれている社会的不平等の解消を求めて運動を展開するようになってくる。しょうがい者の社会的不平等の解消を求める運動はすぐには実を結ばなかったものの、平等政策を掲げる政党が国会で多数を占め、政権政党の一翼を担い始めるようになると、少しずつ状況が変わってくるようになってきた。1940年代に入り、国会でしょうがい者の社会的不平等の問題が取り上げられるようになり、1943年には、「しょうがいのある人々の生産能力を活用する機会をもっと作る⁷⁾」ために、しょうがい者雇用検討委員会が設置されるようになったからである。3年にわたり検討委員会で論議がなされ、1946年に報告書が出された。この報告書には、しょうがい者の社会的不平等の解消を実現するために、「ノーマライゼーションの原理」という用語を使いながら社会的不平等をなくし、しょうがいのある人々の生活や雇用の状況を「ノーマライゼーション化」することが必要であると明確に記されていたのである。これまで私たちは、先述したように、ノーマライゼーションの原理は、1959年デンマーク法の前文に記された「知的障害者が、できるだけノーマルな生活が送れるようにする⁸⁾」という表現にノーマライゼーション原理誕生の始まりを見ると認識してきた。だからこそ、この法案作りに尽力をし、世界の福祉の前進に貢献をしたバンクーメケルセンを「ノーマライゼーションの父」と呼ぶのだとも教えられてきた。しかし、少なくとも筆者は、1946年スウェーデン社会庁報告書の存在を知った今、今後「1946ノーマライゼーションの原理」に言及することなくノーマライゼーションの原理を語ることはできないと考えようになった。したがって、以下、古くて新しい1946ノーマライゼーション原理の内容を紹介するとともに、なぜこの原理が世の中に知られることなく歴史の中に埋もれてきたのかを探求し

6) 前掲書 (Graninger & Loven, 1994年) (45頁)

7) Statens Offentliga Utredningar (SOU), 1946, Kommitténs för Partiellt Arbetsföra Betänkande I. SOU1946: 24. 13頁

8) B. ニイリエ (河東田博他訳) 『ノーマライゼーションの原理』現代書館 1998年 (9頁)



ていくことにする。

しょうがい者雇用検討委員会は、1943年、社会福祉改革推進のために社会大臣直属の諮問委員会として設置され、しょうがい者団体から推薦を受けたしょうがい当事者委員も含めた9名の検討委員会となっていた。検討委員会では、あらゆる人々が人間として平等の価値をもっており、「人間の基本的な社会的権利は、その人自身の問題とするのではなく、社会の一員としての問題⁹⁾」なのだとの認識が必要であり、それこそが民主主義の基本原則とならなければならないという考え方の下で検討が開始されていった。

1946年に出されたしょうがい者雇用検討委員会の報告書では、しょうがいのある人々のことを「ある程度生産労働に従事することができる人たち」と表現し、その人たちを次のように定義づけていた。

「身体的あるいは知的なしょうがいのために仕事に従事することが困難な人、または、社会的適応が困難なため他の人のように仕事を、仕事に従事することがより困難と思われる人¹⁰⁾」

さらに、次のグループのどれか一つに該当していれば、「ある程度生産労働に従事することができるしょうがい者とされていた。

「グループ1：盲・視覚しょうがい

グループ2：聴覚しょうがい・聾

グループ3：肢体不自由

グループ4：結核

グループ5：慢性疾患・高齢

グループ6：その他（精神しょうがい、神経症、知的しょうがい、人格しょうがい、アルコール中毒、犯罪者等¹¹⁾」

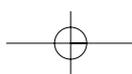
報告書の中で、検討委員会は、入所施設や慈善団体の慈善事業を通してしょうがいのある人々に提供されるサービス内容は、医療的対応の面でも住居・雇用・教育の保障という面でもはなはだ不十分であり、急ぎ改善を要すると指摘をしていた。

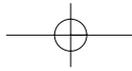
検討委員会の審議の中では、社会がしょうがいをもつ人々に対して行う支援のあり方をめぐって、2つの異なる方法と提案が示されていた。一つは入所施設中心の考え方に基づくシステムとしょうがい者支援の継続であり、もう一つは福祉社会の実現を願って新たに提案された社

9) 前掲書 (SOU, 1946年) (12頁)

10) 同上 (14頁)

11) 同上 (24頁)





会サービスのあり方であった。もしこの時期に新たな社会サービスがしょうがいの有無に関わらず全ての人々に全面的に適用されていたなら、スウェーデンだけでなく世界の福祉のあり方も大きく変わっていたことであろう。

しかし、検討委員会は、しょうがいをもつ人々に提供される支援は当時の社会的風潮に合わせなければならないという役割をもたされており、残念ながら検討委員会で出された新たな提案を受け入れる環境にはなかった。しかし、支援を必要とする全ての国民が全く同じように福祉の恩恵を受けるべきであるという提案は、次のようなノーマライゼーションの原理を生み出し、当時としては画期的な内容となっていた。

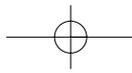
「社会的発展のために私たちが最も願っていること、それは、この委員会を通して、しょうがいのある人々がわが国で発達してきた社会サービスシステムを可能な限り享受できるようにすべきであるという共通認識をもてるようにすることである。そのため、次のような作業仮説を立てることができる。つまり、想定される一般的な枠組み以外には何ら特別な解決策はあり得ないのである。仮に何らかの特別なカテゴリーがあったとしても、まず一般的な対応が検討されるべきである。さらに、一般の団体が何の理由もなしに特別な対応策をしょうがいのある人たちに行ってはならない。

しょうがい者自身にも市民としての基本的権利が認められるべきであるという考え方は、これまでほとんど見られなかった。真っ先に考慮されなければならない平等な人間としての価値や平等の権利は、民主主義の根幹をなすべきものである。入所施設は、本来社会的な存在であり、もし可能であれば、身体能力や知的能力、経済資源などということに関係なくあらゆる人が共に生きられるような場でなければならない。一般の計画から排除され、特別な環境が作られるというようなことは、いつもあるわけではないが、可能な限り避けるべきである。しょうがい者に対して生活や教育、雇用の状態を“ノーマライゼーション化すること”は、心理学的に大変有効なのである。¹²⁾」

このように、しょうがい者雇用検討委員会は、報告書の中で、明確に公的に保障される通常の福祉サービスはしょうがいのある人々にも保障されるべきであり、しょうがいのある人々も社会の一構成員として様々な権利を享受することができるのだということを示していたのである。そして、検討委員会は、公的福祉サービスの提供により、しょうがいのある人々の生活状態をノーマルにすること、あるいは、ノーマルに近づけることができるのだと伝えようとしたのである。

このように、1946ノーマライゼーション原理は、入所施設生活に代わる地域での当たり前の

12) 前掲書 (SOU, 1946年) (28頁)



生活を保障しようとする斬新な社会変革概念となっていった。しかしながら、この考え方は「軽度のしょうがい者」にのみ限られ、「仕事ができない」人たちだと思われていたより重度のしょうがいをもつ人々は、報告書の内容からは除外され、代わって人手を厚くした新しいタイプの入所施設に入所させるのが適当だと考えたのである。残念ながら、1946ノーマライゼーション原理は、1960年代の後半に新たな展開が起こるまで、20年間という長きにわたって日の目を見ることはなかった。

4. 1946ノーマライゼーション原理の発展

1946ノーマライゼーション原理がその後どのように受け継がれていったのかを調べていくと、この原理が示した「人間としての平等な価値や権利」といった考え方が徐々に浸透し、共に手を携えて歩む同じ社会の一構成員としてしょうがいのある人々を見ることができるようになり、しょうがいをもつ人たちへの支援のあり方をどうすればよいのか、という論議へと深められていったことがわかる。その論議の一端をエリクソンの論文（2002年）から引用してみたい。

「知的しょうがい者のケアに関する1951年の委員会は、『いわゆる入所施設中心の考え方とは別に¹³⁾』、知的しょうがい者のケアを社会化していく方向を模索していく、との決定を行った。その報告の中で、対象者に対する調査結果が示され1955年の1951年知的しょうがい者ケア検討委員会報告書¹⁴⁾ 卷末資料の中でベリィ（1955年）は、しょうがい者雇用検討委員会で検討されたノーマライゼーションの原理を紹介している。同様に、しょうがいのある人々に対する雇用のあり方についての指針も紹介している。ベリィは、この卷末資料はしょうがい者の雇用獲得支援にノーマライゼーション原理が大変役立ったと記していた。¹⁵⁾」

ノーマライゼーションの原理に関する内容が再びスウェーデンの公的な資料の中に登場するのは、1960年代の精神発達遅滞者援護法¹⁶⁾（1967年制定）（略して援護法とも呼ばれている）の策定に向けた検討委員会の中でであり、大変重い知的なしょうがいをもつ人たちも地域社会に

13) 前掲書（Ericsson, 2002年）（31頁）

エリクソンは、この箇所を次の1952年の1951年知的しょうがい者ケア検討委員会報告書（15頁）から引用している。

1951 års sinnesslövsutredning, 1952, Betänkande med förslag till Lag om undervisning och vård av vissa psykiskt efterblivna m. m. Stockholm: Inrikesdepartementet.

14) 同上

1955年の1951年知的しょうがい者ケア検討委員会報告書とは、次の文献である。

1951 års sinnessövsutredning, 1955, Betänkande III med utredning och förslag rörande den öppna vården av psykiskt efterblivna samt utbildning av viss vårdpersonal. Stockholm: Inrikesdepartementet.

15) 同上

16) Lag om omsorger om vissa psykiskt utvecklingsstörda 1967: 940

参加し、地域生活を行う権利を得るようになるのは、1985年に制定された精神発達遅滞者等特別援護法¹⁷⁾(略して新援護法とも呼ばれている)を待たなければならなかった。

5. 1946ノーマライゼーション原理後のノーマライゼーション原理の発展

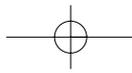
1946ノーマライゼーション原理後の新たなノーマライゼーション原理誕生の動きは、隣国デンマークにも起こりつつあった。そのきっかけを作ったのが、デンマーク知的しょうがい者親の会の結成であった。その親の会は、1951年から1952年にかけて発足する。親の会は、自分たちの子どもを守り、親同士の親睦をはかり、情報を交換し、相互協力と相互扶助を目的として設立された。やがて、入所施設で生活しているわが子を思い、入所施設の対応の仕方について親たちが疑問や問題を感じだしてきた。そして、親や家族が手をつないで協力し、何とか改善していこうという願いが高まってきた。1953年12月には、入所者数を20人から30人までの小規模の施設にすること、そのような施設を両親や親戚が生活している地域に作ることに、また自分たちの子どもに他の子どもたちと同じように教育を受ける機会を持たせたい等、親からの要望は具体的な形になってあらわれてくる¹⁸⁾。1959年デンマーク法が制定されたからである。この1959年法は、ノーマライゼーションの理念が盛り込まれた世界で初めての法律であった。法案策定に尽力したのがバンクーミケルセンであった。彼がいつ・どこで・どのように1946年のノーマライゼーションの原理を知り、彼なりに醸成させたノーマライゼーション原理の内容を法制度に盛り込もうとしたのかについては定かではない。1959年法案策定の中で、上述したスウェーデンのしょうがい者雇用検討委員会報告書のことを知り、報告書入手して1946ノーマライゼーション原理について検討したことは想像に難くない。いずれにしろ、バンクーミケルセンの1959年法への貢献が多くの人たちの目に留まり、やがてノーマライゼーション原理が基本的な福祉思想として定着するようになり、彼は「ノーマライゼーションの父」と呼ばれるようになっていったのである。

1959年デンマーク法と具体的な内容を伴った新しいノーマライゼーションの原理は、当時の社会的状況を改善するための理念として再び隣国スウェーデンにもたらされ、1967年にはリニューアルされたノーマライゼーションの原理を盛り込んだ援護法が制定されていく。この法律は、全員就学の制度化、居住環境の質的改善(グループホームの試行・小グループ制・個人処遇プログラムなど入所施設中心の処遇のあり方の見直し)を実現させ、「保護」から「援護」

17) Lag om särskilda omsorger om psykiskt utvecklingsstörda m. fl. 1985: 568

18) デンマークにおけるノーマライゼーションの原理誕生のいきさつは、次の文献が参考になる。

花村春樹『ノーマライゼーションの父 N. E. バンクーミケルセン —その生涯と思想』ミネルヴァ書房 1996年
バンクーミケルセンの1978年の論文(Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded. FLASH No.44 中園康夫訳「精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化」四国学院大学論集より)には、「親の会」の要求が具体的に示されている。



へという知的しょうがい者福祉の新しい概念を提示した。

このようなデンマークやスウェーデンなどのしょうがい者対策に対する実際的な体験や検討の中から、ノーマライゼーションに関する体系化された価値ある一般的原理が生み出されてくる。ニリエ (1969年) によって示された「ノーマライゼーションの原理の基本的枠組み¹⁹⁾」がそれである。この基本的枠組みが示されるまで、対人サービスの分野で仕事をしている人たちはほとんど誰も「ノーマライゼーション」という用語を聞いたことはなかった²⁰⁾、と言わせるほど1946ノーマライゼーション原理は、スウェーデン国内でもほとんど知られていなかった。

ニリエは、「ノーマライゼーションの原理とは、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い、日常生活の条件を精神遅滞者が得られるようにすることを意味している²¹⁾」と定義づけたが、ニリエが示したノーマライゼーション原理の基本的枠組みとは次のようなものであった。

- ① 1日のノーマルなリズム
- ② 1週間のノーマルなリズム
- ③ 1年間のノーマルなリズム
- ④ ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験
- ⑤ ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- ⑥ その文化におけるノーマルな性的関係
- ⑦ その社会におけるノーマルな経済的水準とそれを得る権利
- ⑧ その地域におけるノーマルな環境形態と水準²²⁾

ニリエの「ノーマライゼーションの原理」は、人間としての諸権利を分かりやすく具体的に示していたため、やがて世界各国の福祉関係者の注目の的となっていった。その後、ヴォルフエンズベルガー (1972年) がノーマライゼーションの原理の定義を再構成し、次のような定義づけを行った：「可能なかぎり文化的に通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること²³⁾」。この定義づけ

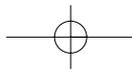
19) B. Nirje, The Normalization Principle - Its Human Management Implications. In R.B. Kugel, & W. Wolfensberger (eds.) [1969]. Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded. Washington D.C.: President's Committee on Mental Retardation.

20) 前掲書 (ニリエ、1998年) (9頁)

21) B. Nirje, 1993, The normalization principle - 25 years later. In U. Lahtinen and R. Pirtimaa (Eds.) Arjessa tapahtuu! - Comments on mental retardation and adult education. pp.1-21. The Institute for Educational Research, University of Jyväskylä, Finland.

22) 1969年に示されたノーマライゼーションの原理は、その後何度か文言の修正を重ね、1993年の論文では本稿文中のような8つの基本的枠組み (側面) となっている。

23) W. ヴォルフエンズベルガー著 中園康夫・清水貞夫編訳 [1982] 『ノーマライゼーション』学苑社 (48頁)



は文化-特定の²⁴⁾なものとして論議を呼び、その妥当性に関する論議もあって、ノーマライゼーションの原理は急速に世界各国に広まっていった。

1980年代以降ノーマライゼーションの原理に基づく社会福祉や環境改善のための研究・実践が盛んになされ、当事者団体が力をつけてくるようになると、ノーマライゼーション原理の具体化に向けた動きが高まりを見せるようになってきた。そして、世界各国でノーマライゼーション原理を盛り込んだ法制度が策定されるようになり、徐々に社会的障壁も取り除かれ、しょうがいのある人たちの生活状況に改善が見られるようになってきた。施設が徐々に閉鎖され、代わりに地域での生活を支える諸サービスが豊富に用意されるようになってきている国々もある。自立の機会を増やすために、しょうがいのある人たちの社会参加や政治への参加も増えてきている。

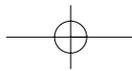
しょうがいのある人たちが地域で豊かな生活を送るようになると、施設での生活がますます貧弱に見えるようになってきた。地域での生活や教育・就労、余暇活動などが保障されるようになると、より多くのしょうがいのある人々がますます地域での自立生活を望むようになり、施設の存在理由と目的は徐々になくなっていった。市民の理解も得られるようになり、今やしょうがいのある人たちとの共生を抜きに地域生活は考えられなくなってきている。

このように、ノーマライゼーションの原理はしょうがいのある人たちに対するサービス提供に限りない発展や社会変革をもたらし、どんなに重いしょうがいをもっていても、地域で他の人々と共に暮らせるようになってきているのである。そして今やノーマライゼーション原理は、今やあらゆる社会的支援を必要とする人々の共通の福祉思想として活用されるようになってきたのである。

6. おわりに

本稿では、主として1946ノーマライゼーション原理に焦点をあて、これまでほとんど知られることがなかったノーマライゼーションの原理誕生の裏面史とその内容、その後の展開などを見てきた。その結果、1946ノーマライゼーション原理を記したスウェーデン社会庁しょうがい者雇用検討委員会の報告書等は、新しい社会的理念に関して記述していただけではなく、しょうがいのある人々に対する支援のあり方についても記していることが分かった。それによると、入所施設依存のサービスのあり方は19世紀半ばまで社会的支援の主流を占めており、1946ノーマライゼーション原理は当時の考え方を覆すに至らなかったものの、地域生活支援こそが今後の社会の自然な支援のあり方なのだということを指し示す素晴らしい内容をもっているものであった。そして、この原理が、バンクーメケルセンやニリエらによって整理され、普遍的な価値をもち、制度化されることによって人間としての諸権利を獲得し、民主主義の基本原則と

24) 前掲書（ヴォルフエンズベルガー、1982年）（48頁）



して価値づけられるようになっていったものと捉えることができる。したがって、この1946ノーマライゼーション原理はもっと焦点を当てられ、ノーマライゼーション原理誕生の経緯と発展プロセスを今日的課題との突き合わせの中で検討していく必要がある。

北欧で生まれ育ったノーマライゼーションの原理は、さまざまなプロセスを経てわが国の福祉のあり方にも大きな影響を与えてきた。何よりも誰もが共に地域で暮らせることを、しかも、他の人々と同様の質の高い生活を送ることができることを示してくれたことは、社会的支援を必要とする人々にも私たち関係者にも大きな自信と勇気を与えてくれているのである。地域で共に手を携え合って生きていくための社会的努力は、今後とも変わらずなされていくであろう。その根底に1946ノーマライゼーション原理を置きながら、歴史を振り返り、人間としての価値とは何かを考え、自立と共生への取り組みや地域における共同の取り組みを行っていく必要がある。

